

資 料

平成29年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

- 意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。
- また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る。

1. 平成29年度予算案の概要

地域生活支援事業費補助金 464億円

- 地域生活支援事業 464億円 (補助率50/100以内)



地域生活支援事業費等補助金 488億円

- 地域生活支援事業 454億円 (補助率50/100以内)
 [発達障害支援地域協議会設置の必須事業化、手話通訳者の設置がない市町村窓口等における遠隔手話サービスの実施等を追加]
- 地域生活支援促進事業 34億円 (補助率1/2, ※定額(10/10相当))

2. 地域生活支援促進事業 (34億円) の概要

(1) 地域生活支援事業からの移行

- ① 発達障害者支援体制整備事業
- ② 障害者虐待防止対策支援事業
- ③ 重症心身障害児者コーデイネーター等養成研修事業
- ④ 強度行動障害支援者養成研修事業
- ⑤ 成年後見制度普及啓発事業
- ⑥ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
- ⑦ 特別促進事業 (その他事業からの移行)

(18億円)

(2) その他補助事業からの移行

- ① 発達障害児者地域生活支援モデル事業
- ② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
- ③ 工賃向上計画支援事業 ※
- ④ 障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)
- ⑤ 就労移行等連携調整事業
- ⑥ 障害者芸術・文化祭開催事業 ※

(13億円)

(3) 新規事業

- ① 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
- ② アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業
- ③ 薬物依存症問題に取り組み民間団体支援事業
- ④ ギャンブル等依存症問題に取り組み民間団体支援事業
- ⑤ 「心のバリアフリー」推進事業

(3億円)

(資料1-1-1)

※定額(10/10相当)は、(2)の③工賃向上計画支援事業の一部及び⑥障害者芸術・文化祭開催事業

(資料1-2)

「地域生活支援事業等の実施について」 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正	現行
<p>障発第0801002号 平成18年8月1日 改正 平成19年6月18日 改正 平成20年3月28日 改正 平成21年3月31日 改正 平成22年3月25日 改正 平成23年3月30日 改正 平成24年4月5日 改正 平成25年5月15日 改正 平成26年3月31日 改正 平成26年6月10日 改正 平成27年4月10日 改正 平成28年3月30日 改正 平成28年11月14日 改正 平成29年 月 日</p>	<p>障発第0801002号 平成18年8月1日 改正 平成19年6月18日 改正 平成20年3月28日 改正 平成21年3月31日 改正 平成22年3月25日 改正 平成23年3月30日 改正 平成24年4月5日 改正 平成25年5月15日 改正 平成26年3月31日 改正 平成26年6月10日 改正 平成27年4月10日 改正 平成28年3月30日 改正 平成28年11月14日 改正 平成29年 月 日</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p>
<p>地域生活支援事業等の実施について</p>	<p>地域生活支援事業の実施について</p>

改正	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「<u>地域生活支援促進事業実施要綱</u>」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙3に記載する通知を廃止する。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙2に記載する通知を廃止する。</p>

改正	現行
<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (1) 同左</p> <p>2 実施主体</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業及び発達障害者支援地域協議会による体制整備事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>3～6 同左</p> <p>(別記1)～(別記5) 同左</p> <p>(別記6)</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>1～4 (4) 同左</p> <p>4 留意事項</p> <p>(5) 手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、(2)のAに掲げる者の設置に努めるものとする。</p> <p>なお、手話通訳者の設置が困難な市町村においては、遠隔手話通訳サービ</p>	<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～2 (1) 略</p> <p>2 実施主体</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業 都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(別記1)～(別記5) 略</p> <p>(別記6)</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>1～4 (4) 略</p> <p>4 留意事項</p> <p>(5) 手話通訳者を設置する事業において設置する手話通訳者は、(2)のAに掲げる者の設置に努めるものとする。</p>

現行	改正
<p>(別記 7) ～ (別記 10) 略</p> <p>(別記 11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。</p> <p>○ <u>事業内容の例</u> 【日常生活支援】 (1) ～ (8) 略 (9) <u>重症心身障害児者等コーデイネーター養成研修等</u></p> <p><u>ア 目的</u> 重症心身障害児者や人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「重症心身障害児者等」という。）が地域で安心して暮らしていただけるよう、重症心身障害児者等に對する支援が適切に行える人材を養成するとともに、重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、重症心身障害児者等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</p> <p><u>イ 事業内容等</u> (ア) <u>実施について</u> 実施主体は、市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施）とする。</p> <p>(イ) <u>事業内容</u> a <u>重症心身障害児者等を支援する人材の養成</u></p>	<p><u>スによる実施も可能とする。</u></p> <p>(別記 7) ～ (別記 10) 同左</p> <p>(別記 11)</p> <p style="text-align: center;">任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(注) 交付税を財源として行われる「障害支援区分認定等事務」、「自動車運転免許取得・改造助成」及び「更生訓練費給付」については、別添 3 のとおりである。</p> <p>(削除)</p> <p>【日常生活支援】 (1) ～ (8) 同左 (削除)</p>

改正	現行
	<p>地域の障害児通所支援事業所や保育所や放課後児童クラブ等において重症心身障害児者等への支援に従事できる者を養成するための研修や、重症心身障害児者等の支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成するための研修を実施する。</p> <p>b <u>支援体制の整備</u> 地域において重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、支援にあたっての現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等を行うとともに重症心身障害児者等の支援を行う施設の確保等を行う。</p> <p>(10) <u>その他日常生活支援</u> 上記（１）から（９）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】 （１）～（５）略 （６） <u>その他社会参加支援</u> 上記（１）から（５）のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【権利擁護支援】 （１） <u>成年後見制度普及啓発</u> ア <u>目的</u> <u>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</u> イ <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。（「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。）</u></p> <p>(2) <u>障害者虐待防止対策支援</u></p>
<p>(削除)</p> <p>【社会参加支援】 （１）～（５）同左 (削除)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>	

改正	現行
	<p>ア 目的 <u>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容 <u>(ア) 虐待時の対応のための体制整備</u> <u>(イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u> <u>(ウ) 専門性の強化</u> <u>(エ) 連携協力体制の整備</u> <u>(オ) 普及啓発</u> <u>(カ) その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p>ウ 留意事項 <u>市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。</u></p> <p>(3) <u>その他権利擁護支援</u> <u>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</u></p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(2) 略 (3) <u>その他就業・就労支援</u> <u>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</u></p> <p>【別添3】略</p>
<p>(削除)</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(2) 同左 (削除)</p> <p>【別添3】同左</p>	

改正	現行
<p>(別記 12)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 目的 特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、<u>地域生活支援事業費等補助金</u>により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、<u>国庫補助の対象となる事業</u>について以下のとおり示したものである。 なお、「<u>障害児等療育支援事業</u>」については、別添 4 のとおりである。 「<u>障害者就業・生活支援センター事業</u>」については、<u>別紙 2 の別記 8 のとおりである。</u></p> <p>2 同左</p> <p>1 同左 (削除)</p> <p>【別添 4】</p>	<p>(別記 12)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1 目的 特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p> <p>(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、<u>障害者総合支援事業費補助金</u>により補助される「障害者就業・生活支援センター事業」の外、<u>国庫補助の対象となる事業</u>について以下のとおり示したものである。 なお、「<u>障害児等療育支援事業</u>」及び「<u>障害者就業・生活支援センター事業</u>」については、別添 4 のとおりである。</p> <p>2 略</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>障害者就業・生活支援センター事業</u></p> <p>(1) 概要 <u>職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る。</u></p> <p>(2) <u>実施主体</u> <u>都道府県</u></p> <p>【別添 4】</p>

改正	現行
<p>(別記 13) ～ (別記 15) 同左</p> <p>(別記 16)</p> <p>1～2 (2) 同左</p> <p>2 実施事業</p> <p>(3) <u>発達障害者支援地域協議会による体制整備事業</u></p> <p><u>ア 目的</u> 自閉症、アスペルガー一症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下「協議会」という。）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実に努める。</p> <p><u>イ 事業内容等</u></p> <p>(ア) 実施について 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>(イ) 協議会の設置 都道府県等に協議会を設置する。</p> <p>(ウ) 協議会の構成 発達障害児者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下「関係者」という。）とする。</p> <p>(エ) 事業内容 協議会では、地域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの</p>	<p>(3) <u>事業の具体的内容</u> 平成14年5月7日職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に記載。</p> <p>(別記 13) ～ (別記 15) 略</p> <p>(別記 16)</p> <p>1～2 (2) 略</p> <p>2 実施事業</p> <p>広域的な支援事業</p>

改正	現行
<p>活動状況等について検証を行う。また、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。 なお、協議会の設置・運営に当たっては、文部科学省の特別支援教育関係事業において設置される「特別支援連携協議会」と緊密に連携を図る。</p> <p>(別記17) 1 同左 2 (1)～(4) 同左 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(別記17) 1 略 2 (1)～(4) 略 (5) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業</p> <p>ア 目的 強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p> <p>(6) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業</p> <p>ア 目的 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</p> <p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (9) 精神障害関係従事者養成研修事業</p>
<p>(5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (7) 精神障害関係従事者養成研修事業 (8) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業</p> <p>ア 目的 障害・介護分野とともに精神障害者の特性に応じた支援を提供できる従事者を養成することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p>	<p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (9) 精神障害関係従事者養成研修事業</p>

改正	現行
<p><u>別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u></p> <p>(9) その他サービスマン・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>3 同左</p> <p>(別記 18)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>(削除)</p>	<p>(10) その他サービスマン・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>3 略</p> <p>(別記 18)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ <u>事業内容の例</u></p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>発達障害者支援体制整備</u></p> <p>ア <u>目的</u></p> <p>自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児(者) (以下「発達障害児(者)」という。)について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターを中核として、都道府県・指定都市の域内における発達障害児(者)の福祉の向上を図るものである。</p> <p>イ <u>事業内容等</u></p> <p>(ア) <u>実施について</u></p> <p>以下の(イ)から(エ)に定める各支援事業の実施主体は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>なお、(イ)の都道府県等支援体制整備については、軽微な事務手続き等を除き委託できないものとする。</p> <p>(イ) <u>都道府県等支援体制整備</u></p> <p>a <u>目的</u></p> <p>発達障害者支援体制整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置</p>

改正	現行
	<p>し、都道府県等内の発達障害児（者）への支援体制の整備状況を把握し、支援体制の充実を目指す。</p> <p>b 委員会の構成</p> <p>医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者、発達障害者地域支援マネジャー及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p>c 事業内容</p> <p>委員会では、都道府県内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握し、市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。</p> <p>なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の特別支援教育関連事業において設置される「特別支援連携協議会」と密接に連携を図る。</p> <p>(ウ) 家族支援体制整備</p> <p>a 目的</p> <p>発達障害児（者）の子育てへの相談・助言、発達障害児（者）の不適応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。</p> <p>b 事業の内容</p> <p>(a) ペアレントメンター</p> <p>ペアレントメンター（注1）の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター（注2）を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</p> <p>(b) 発達障害児（者）の適応力向上のためのペアレントトレーニング（注3）を実施する。</p> <p>(c) 発達障害児（者）の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）（注4）を実施する。</p> <p>(d) その他家族支援体制の構築に必要な取組</p> <p>(注1) 発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。</p> <p>(注2) ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者（親など）とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う</p>

改正	現行
	<p>者。</p> <p>(注3) 親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</p> <p>(注4) 子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</p> <p>(工) <u>地域支援体制サポート</u></p> <p>a <u>目的</u></p> <p><u>住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</u></p> <p>b <u>事業の内容</u></p> <p>(a) <u>発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言、指導等</u></p> <p>i <u>発達障害者地域支援マネジャーの配置等</u></p> <p><u>発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託し、「発達障害者地域支援マネジャー」(以下、「マネジャー」という。)を配置して市町村、事業所、医療機関等が発達障害児(者)の特性に合った対応ができるよう連絡、調整、助言、指導等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。</u></p> <p><u>また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。</u></p> <p>ii <u>マネジャーの業務</u></p> <p><u>マネジャーは以下の業務を行うものとする。</u></p> <p>(i) <u>市町村支援</u></p> <p><u>マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村内の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。</u></p> <p>(ii) <u>事業所等支援</u></p> <p><u>マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を行う。</u></p> <p>(iii) <u>医療機関との連携</u></p> <p><u>マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を構築し、専門的な診断</u></p>

改正	現行
<p>(4) 児童発達支援センター等の機能強化等</p> <p>(5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進</p> <p>(6) 医療型短期入所事業所開設支援</p> <p>(7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業</p> <p>了 目的</p> <p>都道府県における広域的な観点での取組や、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供等を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的とする。</p> <p>イ 事業内容等</p> <p>(ア) 支援体制の構築</p> <p>新たな地域生活に必要な支援体制の構築に向けた協議・調整等</p>	<p>評価や行動障害等に係る入院治療その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療の提供に必要な情報の収集・集約を行うほか、医療機関と関係機関等との連絡、調整等を行う。</p> <p>iii マネジャーとなる者</p> <p>マネジャーとなる者は、発達障害児（者）の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関等の連携に必要な連絡、調整、助言、指導等を総合的に行うことができる者とする。</p> <p>また、発達障害児（者）支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。</p> <p>(b) 住民の理解の促進</p> <p>発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。</p> <p>なお、本通知（別記1）「理解促進研修・啓発事業」及び（別記2）「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児（者）の理解の促進を行うこと。</p> <p>(c) 市町村、関係機関及び関係施設への研修発達障害児（者）の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p> <p>(d) 個別支援ファイル等の情報</p> <p>共有ツールを用いて医療、保健、福祉、教育、労働等のライフステージを通じて、これを活用し、適切な支援を実施する。</p> <p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進</p> <p>(7) 医療型短期入所事業所開設支援</p>

改正	現行
<p>(イ) <u>情報収集</u> 各市町村の協議会、基幹相談支援センター等の開発・活用・促進事例等の収集</p> <p>(ウ) <u>社会資源の開発</u> 社会資源の開発・活用・促進等に特化した会議の招集、事例報告、意見交換等</p> <p>(エ) <u>情報発信</u> ホームページ等を活用した各地の協議会で展開されている取組の情報発信等</p> <p>(削除)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>手話通訳者設置</u> 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等の機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記6）の4の（2）のアに掲げる者の設置に努めること。 なお、手話通訳者の設置が困難な公的機関においては、遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とする。</p> <p>(2) ～ (13) 同左</p> <p>(削除)</p> <p>(14) <u>視覚障害者用地域情報提供</u></p> <p>(15) <u>企業CSR連携促進</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(8) <u>その他日常生活支援</u> 上記（1）から（7）のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>手話通訳者設置</u> 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等の機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業（別記6）の4の（2）のアに掲げる者の設置に努めること。</p> <p>(2) ～ (13) 略</p> <p>(14) <u>全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催</u> 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、毎年度実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市において障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。</p> <p>(15) <u>視覚障害者用地域情報提供</u></p> <p>(16) <u>企業CSR連携促進</u></p> <p>(17) <u>その他社会参加支援</u></p>

改正	現行
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>上記(1)から(16)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p><u>【権利擁護支援】</u></p> <p>(1) <u>成年後見制度普及啓発</u></p> <p>ア <u>目的</u> 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ <u>事業内容</u> 成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。(「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。)</p> <p>(2) <u>障害者虐待防止対策支援</u></p> <p>ア <u>目的</u> 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>イ <u>事業内容</u></p> <p>(ア) <u>虐待時の対応のための体制整備</u></p> <p>(イ) <u>障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u></p> <p>(ウ) <u>専門性の強化</u></p> <p>(エ) <u>連携協力体制の整備</u></p> <p>(オ) <u>普及啓発</u></p> <p>(カ) <u>その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p>ウ <u>留意事項</u> 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。</p> <p>(3) <u>その他権利擁護支援</u></p>
<p>(削除)</p>	

改正	現行
<p>【就業・就労支援】 (1)～(4) 同左 (削除)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 同左 (別記 19) 特別支援事業 同左</p>	<p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(4) 略 (5) <u>その他就業・就労支援</u></p> <p>上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 略 (別記 19) 特別支援事業 略</p>

	改正	現行
	<p style="text-align: center;"><u>地域生活支援促進事業実施要綱</u></p> <p><u>別紙 2</u></p> <p><u>1 目的</u> <u>障害者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>2 実施主体</u> <u>(1) 市町村地域生活支援促進事業</u> <u>市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。</u> <u>ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</u> <u>また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援促進事業の一部を実施することができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 都道府県地域生活支援促進事業</u> <u>都道府県を実施主体とする。</u> <u>ただし、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業及び医療的ケア児等コーデイネーター等養成研修等事業は指定都市を含み、アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業、薬物依存症問題に取り組み民間団体支援事業及びギャンブル等依存症問題に取り組み民間団体支援事業は指定都市及び中核市を含む。</u> <u>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</u> <u>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる</u></p>	

改正	現行
<p>ものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 市町村地域生活支援促進事業 以下に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (別記1)</p> <p>イ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記2)</p> <p>ウ 成年後見制度普及啓発事業 (別記3)</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援促進事業 以下に掲げる事業及び社会福祉法人等が行う事業（力の障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業に限る）に対し補助する事業を行うことができる。</p> <p>ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (別記4)</p> <p>イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 (別記5)</p> <p>ウ 発達障害者支援体制整備事業 (別記6)</p> <p>エ 障害者虐待防止対策支援事業 (別記7)</p> <p>オ 障害者就業・生活支援センター事業 (別記8)</p> <p>カ 工賃向上計画支援事業 (別記9)</p> <p>キ 就労移行等連携調整事業 (別記10)</p> <p>ク 障害者芸術・文化祭開催事業 (別記11)</p> <p>ケ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 (別記12)</p> <p>コ 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修等事業 (別記13)</p> <p>サ 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) (別記14, 14-2)</p> <p>シ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 (別記15)</p> <p>ス 成年後見制度普及啓発事業 (別記16)</p> <p>セ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 (別記17)</p> <p>ソ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記18)</p> <p>タ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 (別記19)</p> <p>チ 「心のバリアフリー」推進事業 (別記20)</p> <p>(3) 特別促進事業 (1) 及び (2) に定める事業以外の事業であって、あらかじめ厚生労働</p>	

改正	現行
<p>省へ協議した上で、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村が実施する事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記21)</p> <p>4 <u>利用者負担</u> 実施主体の判断によるものとする。</p> <p>5 <u>国の補助</u> 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>6 <u>留意事項</u> (1) <u>市町村及び都道府県は、地域生活支援促進事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けるよう努めること。</u> (2) <u>障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。</u> (3) <u>本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。</u> (4) <u>次に掲げる事業については、補助対象とならない。</u> ア <u>国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</u> イ <u>都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業</u></p>	

改正	現行
<p>(別記1)</p> <p>発達障害児者地域生活支援モデル事業</p> <p>1 目的</p> <p>発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>平成26年5月7日付障発0507第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。</p>	

改正	現行
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者虐待防止対策支援事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> <u>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u> (1) <u>虐待時の対応のための体制整備</u> (2) <u>障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u> (3) <u>専門性の強化</u> (4) <u>連携協力体制の整備</u> (5) <u>普及啓発</u> (6) <u>その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p>3 <u>留意事項</u> <u>市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記3)</p> <p><u>成年後見制度普及啓発事業</u></p> <p>1 目的 <u>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。〔「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。〕</u></p>	

改正	現行
<p>(別記4)</p> <p>発達障害児者地域生活支援モデル事業</p> <p>1 目的</p> <p>発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>平成26年5月7日付障発0507第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について」に基づき実施する。</p>	

改正	現行
<p>(別記5)</p> <p>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</p> <p>1 目的</p> <p><u>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容</p> <p><u>平成28年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について」に基づき実施する。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記6)</p> <p>発達障害者支援体制整備事業</p> <p>1 目的 <u>発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行うことを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容等 (1) 実施について <u>以下の(2)及び(3)に定める各支援事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。</u></p> <p>(2) 地域支援体制サポート ア 目的 <u>住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図る。</u></p> <p>イ 事業の内容 (ア) 発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等 i 発達障害者地域支援マネジャーの配置等 <u>発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」(以下「マネジャー」という。)を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。</u> <u>また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。</u></p> <p>ii マネジャーの業務 <u>マネジャーは、以下の業務を行うものとする。</u></p> <p>(i) 市町村支援 <u>マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村の支援体制の整備に必要な助言等を行う。</u></p> <p>(ii) 事業所等支援 <u>マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように</u></p>	

改正	現行
<p>助言等を行う。</p> <p>(iii) <u>医療機関との連携</u></p> <p>マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。</p> <p>iii マネジャーとなる者</p> <p>マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。</p> <p>また、発達障害児者支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。</p> <p>(イ) <u>住民の理解の促進</u></p> <p>発達障害に関し、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。</p> <p>なお、本通知別紙1の(別記1)「理解促進研修・啓発事業」及び(別記2)「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。</p> <p>(ウ) 市町村、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。</p> <p>(エ) <u>個別支援ファイル等の情報</u></p> <p>医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライブステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村へ個別支援ファイル等の活用を促す。</p> <p>(3) <u>家族支援体制整備</u></p> <p>ア 目的</p> <p>発達障害児者の子育てへの相談・助言、発達障害児者の不応や問題行動に対しての家族支援体制の構築を図る。</p> <p>イ 事業の内容</p> <p>(ア) <u>ペアレントメンター(注1)の養成に必要な研修等を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図るとともに、ペアレントメンター・コーディネーター(注2)を配置し、家族への適切な支援に結びつける。</u></p> <p>(イ) <u>発達障害児者の適応力向上のためのペアレントトレーニング(注3)を実施する。</u></p>	

改正	現行
<p>(ウ) <u>発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)(注4)を実施する。</u></p> <p>(エ) <u>その他、家族支援体制の構築に必要な取組を実施する。</u></p> <p>(注1) <u>発達障害児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。</u></p> <p>(注2) <u>ペアレントメンターの活動状況を把握し、情報提供などのサポートや相談希望者(親など)とペアレントメンターを適切に結びつける判断を行う者。</u></p> <p>(注3) <u>親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</u></p> <p>(注4) <u>子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記7)</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者虐待防止対策支援事業</u></p> <p>1 目的 <u>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 <u>(1) 虐待時の対応のための体制整備</u> <u>(2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施</u> <u>(3) 専門性の強化</u> <u>(4) 連携協力体制の整備</u> <u>(5) 普及啓発</u> <u>(6) その他地域の実情に応じて実施する事業</u></p> <p>3 留意事項 <u>都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記8)</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者就業・生活支援センター事業</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。</u></p> <p><u>このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</u></p> <p>2 事業内容</p> <p><u>平成14年5月7日職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局雇用開発部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記9)</p> <p style="text-align: center;"><u>工賃向上計画支援事業</u></p> <p>1 目的 <u>本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。</u></p> <p>2 事業内容 <u>平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画支援事業の実施について」に基づき実施する。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記10)</p> <p style="text-align: center;">就労移行等連携調整事業</p> <p>1 目的 <u>全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするために、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行っていくことが重要である。</u> <u>このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がある特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。</u></p> <p>2 事業内容 <u>平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「就労移行等連携調整事業の実施について」に基づき実施する。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記11)</p> <p style="text-align: center;"><u>障害者芸術・文化祭開催事業</u></p> <p><u>1 目的</u> <u>障害者芸術・文化祭(以下「芸術・文化祭」という。)</u>は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</p> <p><u>2 主催</u> (1) <u>芸術・文化祭は、厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等の共催により開催することとし、その代表は開催地都道府県とする。</u> (2) <u>必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。</u></p> <p><u>3 都道府県実行委員会</u> (1) <u>開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。</u> (2) <u>実行委員会の組織及び運営方法は、開催地都道府県が定める。</u></p> <p><u>4 開催地等</u> (1) <u>芸術・文化祭は、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に開催する。</u> (2) <u>芸術・文化祭の開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。</u> (3) <u>芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね1週間以内とする。</u></p> <p><u>5 事業内容</u> (1) <u>芸術・文化祭は、文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する。</u> (2) <u>開催地都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、各域でサテライト開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするための体制整備を図る。</u></p>	

改正	現行
<p>6 <u>実施要綱</u> <u>毎年の芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱は、開催要綱（平成13年5月31日付障発第241号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則り、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議してこれを決定する。</u></p> <p>7 <u>留意事項</u> <u>芸術・文化祭の呼称については、開催地名の追加等は差し支えないが、広報物等における略称表記は行わないこと。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記12)</p> <p><u>障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> <u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u> <u>毎年度実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。</u></p> <p>3 <u>実施主体</u> <u>都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く）</u></p>	

改正	現行
<p>(別記13)</p> <p><u>医療的ケア児等コーデイネーター養成研修等事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていただけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 <u>事業内容等</u></p> <p>(1) <u>実施について</u> 実施主体は、都道府県及び指定都市とする。</p> <p>(2) <u>事業内容</u></p> <p>ア <u>医療的ケア児等を支援する人材の養成</u> 地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーデイネーター」という。）を養成するための研修を実施する。</p> <p>研修については、平成29年3月00日障発00第00号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長通知「0000」に基づき実施すること。</p> <p>イ <u>協議場の設置</u> 地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。</p> <p>協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体</p>	

改正	現行
<p>改正</p> <p><u>の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。</u></p> <p>(3) <u>留意事項</u></p> <p><u>研修修了者については、研修修了証の発行及び研修修了者の名簿作成により管理を行うこと。</u></p> <p><u>また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の活用状況の把握に努めること。</u></p>	<p>現行</p>

改正	現行
<p>(別記 14)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業</p> <p>1 目的 <u>強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 <u>別添示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u></p> <p>(別記 14-2)</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業</p> <p>1 目的 <u>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 <u>別添示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u></p>	

改正	現行
<p>(別記15)</p> <p><u>障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業</u></p> <p>1 目的 <u>障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行うことを目的とする。</u></p> <p>2 事業内容 <u>別途示す運営要領等に基づき実施する研修事業に参加する際の研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行う。</u></p>	

改正	現行
<p>(別記 16)</p> <p><u>成年後見制度普及啓発事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> <u>成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う。〔「親亡き後」等への備えのために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用することによるものを含む。〕</u></p>	

改正	現行
<p><u>(別記 17)</u></p> <p>アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業</p> <p>(調整中)</p>	
<p><u>(別記 18)</u></p> <p>薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業</p> <p>(調整中)</p>	
<p><u>(別記 19)</u></p> <p>ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業</p> <p>(調整中)</p>	

改正	現行
<p>(別記20)</p> <p style="text-align: center;"><u>「心のバリアフリー」推進事業</u></p> <p><u>1 目的</u> 管内市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を行う。</p> <p><u>2 事業内容</u></p> <p>(1) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組の広域的な調整</p> <p>(2) 管内市町村における理解促進研修・啓発事業又は自発的活動支援事業の取組との広域的な連携</p> <p>(3) 心のバリアフリーを広めるための取組</p> <p><u>3 実施主体</u> 都道府県</p>	

改正	現行
<p>(別記21)</p> <p><u>特別促進事業</u></p> <p>1 <u>目的</u> <u>障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて都道府県又は市町村の判断で実施する事業について支援する。</u></p> <p>2 <u>事業内容</u> <u>都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。</u></p> <p>3 <u>実施主体</u> <u>都道府県、市町村</u></p> <p>4 <u>留意事項</u> <u>当該事業の実施に当たっては、あらかじめ厚生労働省に協議を必要とする。</u></p> <p>別紙 3 廃止通知一覧（同左）</p>	<p>別紙 2 廃止通知一覧（略）</p>

(資料1-3)

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日 平成22年5月19日 厚生労働省発障0519第1号 平成23年1月5日 厚生労働省発障0105第1号 平成23年6月16日 厚生労働省発障0616第2号 平成24年2月3日 厚生労働省発障0203第7号 平成24年8月8日 厚生労働省発障0808第11号 平成25年8月9日 厚生労働省発障0809第1号 平成26年2月13日 厚生労働省発障0213第2号 平成26年3月31日 厚生労働省発障0331第7号 平成26年12月2日 厚生労働省発障1202第4号 平成27年6月16日 厚生労働省発障0616第5号 平成28年5月27日 厚生労働省発障0527第3号 平成29年月日 厚生労働省発障 第号</p>	<p>厚生労働省発障0825第1号 平成21年8月25日 平成22年5月19日 厚生労働省発障0519第1号 平成23年1月5日 厚生労働省発障0105第1号 平成23年6月16日 厚生労働省発障0616第2号 平成24年2月3日 厚生労働省発障0203第7号 平成24年8月8日 厚生労働省発障0808第11号 平成25年8月9日 厚生労働省発障0809第1号 平成26年2月13日 厚生労働省発障0213第2号 平成26年3月31日 厚生労働省発障0331第7号 平成26年12月2日 厚生労働省発障1202第4号 平成27年6月16日 厚生労働省発障0616第5号 平成28年5月27日 厚生労働省発障0527第3号</p>

都道府県知事
指定都市市長
中核市長
各一部事務組合の管理者
広域連合の長
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について
標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。
なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

都道府県知事
指定都市市長
中核市長
各一部事務組合の管理者
広域連合の長
民間事業者等の長

厚生労働事務次官

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について
標記の国庫補助金の交付については、別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年8月25日から適用することとされたので通知する。
なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第79号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省

令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

労働省

(交付の目的)

2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域生活支援事業費等補助金

①地域生活支援事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村（指定都市、中核市、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

②地域生活支援促進事業

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

別紙

地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第95条第2項に基づく国庫補助金及び障害者総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第79号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省

令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

労働省

(交付の目的)

2 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域生活支援事業費補助金

平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」に基づき都道府県及び市町村（指定都市、中核市、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う事業並びに社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に対して都道府県及び市町村が補助する事業

<p>(2) 障害者総合支援事業費補助金</p> <p>① 障害者自立支援機器等開発促進事業 平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>② 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業</p> <p>③ 障害者自立支援給付支払等システム事業 平成29年0月0日障発0000第0号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援給付支払等システム事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村が行う事業</p> <p>④ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業 平成29年0月0日障発0000第0号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村等が行う事業</p>	<p>(2) 障害者総合支援事業費補助金</p> <p>① 障害者自立支援機器等開発促進事業 平成22年4月16日障発0416第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援機器等開発促進事業実施要綱」に基づき、支援機器開発促進事業実施団体（以下「実施団体」という。）が行う事業並びに開発企業（以下「開発機関」という。）が行う事業に対して実施団体が補助する事業 ② 工賃向上計画支援事業 平成24年4月11日障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「工賃向上計画支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業</p> <p>③ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業） 平成14年5月7日職高発第0507004号、障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知の別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業 ④ 就労移行等連携調整事業 平成27年4月9日障発0409第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労移行等連携調整事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業</p> <p>⑤ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 平成24年5月23日障発0523第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の事業</p> <p>① 都道府県及び市町村が行う事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業 ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(2) 3の(2)の①の事業</p> <p>① 実施団体が行う事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>② 開発機関が行う事業に対して実施団体が補助する事業 ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(2)の②から④の事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の事業</p> <p>① 都道府県及び市町村が行う事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>② 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業 ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p>	<p>(2) 3の(2)の①の事業</p> <p>① 実施団体が行う事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>② 開発機関が行う事業に対して実施団体が補助する事業 ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と、実施団体が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 3の(2)の②から⑤の事業 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>

<p>(補助金の概算)</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)の②から④の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、<u>次により行うものとする。</u></p> <p>ア <u>事業に要する経費の各種目間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)</u>を<u>する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p>イ <u>区分地域生活支援事業費補助金と区分障害者総合支援事業費補助金の経費の配分の変更はしてはならないものとする。</u></p> <p>② 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を<u>する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p>③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)の②から④の事業</p> <p>① 事業に要する経費の配分の変更については、<u>できないものとする。</u></p> <p>② 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)を<u>する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</u></p> <p>③ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>④ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>⑥ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、事業完了後0円の場合を含む。には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、各都道府県による管内市町村取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該</p>
<p>なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税</p>	<p>なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税</p>

仕入控除税額を国庫に返還しなければならぬ。

⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑩ 都道府県及び市町村は、国から概算私により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算私を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑪ 都道府県又は市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑧までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 2」とあるのは「別紙様式 2」に準じた様式」と、「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式 2」とあるのは、「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑫ ⑪により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村長が承認又は指示

に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑨ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑩ 都道府県及び市町村は、国から概算私により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算私を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑪ 都道府県又は市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑧までに掲げる条件。

この場合において、都道府県にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 2」とあるのは「別紙様式 2」に準じた様式」と、「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、読み替えるものとする。

市町村にあつては①、②、③、④、⑥及び⑧の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「別紙様式 2」とあるのは、「別紙様式 2」に準じた様式」と、⑤中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑫ ⑪により付した条件に基づき、都道府県知事又は市町村長が承認又は指示

をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならぬ。

⑬ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならぬ。

(2) 3の(2)の①の事業

① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

② 実施団体は、間接補助事業者が開発事業を遂行するに当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守するよう指導しなければならない。

③ 事業に要する経費の配分の変更（実施団体が行う障害者自立支援機器等開発促進事業と実施団体が行うシーズ・ニーズマッチング強化事業の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.2を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

④ 申請書の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

⑤ 事業が期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

⑥ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

⑧ 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑨ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

⑩ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及

をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

⑬ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(2) 3の(2)の①の事業

① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

② 実施団体は、間接補助事業者が開発事業を遂行するに当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守するよう指導しなければならない。

③ 事業に要する経費の配分の変更（実施団体が行う障害者自立支援機器等開発促進事業と実施団体が行うシーズ・ニーズマッチング強化事業の間の配分変更をいい、それぞれの経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.2を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

④ 申請書の内容のうち事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

⑤ 事業が期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

⑥ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

⑧ 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑨ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

⑩ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が〇円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、各都道府県による管内市町村取りまとめの上で、厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、実施団体が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

⑪ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑫ 実施団体は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑬ 実施団体は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①及び④から⑩までに掲げる条件。

この場合において、実施団体にあつては④から⑥、⑧、⑩の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「実施団体の長」と、「国庫」とあるのは「実施団体」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式2に準じた様式」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「実施団体の長の承認」と、「実施団体」とあるのは「間接補助事業者」と、「事業」とあるのは「開発事業」と、読み替えるものとする。

イ 開発事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、実施団体が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

⑪ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑫ 実施団体は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑬ 実施団体は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①及び④から⑩までに掲げる条件。

この場合において、実施団体にあつては④から⑥、⑧、⑩の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「実施団体の長」と、「国庫」とあるのは「実施団体」と、「別紙様式2」とあるのは「別紙様式2に準じた様式」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「実施団体の長の承認」と、「実施団体」とあるのは「間接補助事業者」と、「事業」とあるのは「開発事業」と、読み替えるものとする。

イ 開発事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 間接補助事業者が、海外出張、病氣その他の理由で引き続き3月以上開発事業が遂行できなくなる場合には、④の事業内容変更承認申請書を実施団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業者の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

オ 開発事業に従事する者が、この補助金による開発の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した間接補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがある。

カ 開発事業に従事する者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受け取る権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定められた上で行わなければならない。

キ 間接補助事業者は、開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守しなければならない。

⑭ ⑬により付した条件に基づき、実施団体の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

⑮ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

ウ 間接補助事業者が、海外出張、病氣その他の理由で引き続き3月以上開発事業が遂行できなくなる場合には、④の事業内容変更承認申請書を実施団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業者の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

オ 開発事業に従事する者が、この補助金による開発の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した間接補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがある。

カ 開発事業に従事する者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受け取る権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定められた上で行わなければならない。

キ 間接補助事業者は、開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に関する指針等を遵守しなければならない。

⑭ ⑬により付した条件に基づき、実施団体の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

⑮ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式3に添えて、毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長にあっては7の(1)の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長にあっては7の(2)の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と、読み替えるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があったときは、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長に対し、別紙様式7、別紙様式8、又は別紙様式9により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に關係書類を添えて、毎年度別途定める日(6の(1)の②又は(2)の⑥により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (2) 市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長は、別紙様式11による事業実績報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

この場合において、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長にあっては7の(1)の規定中「別紙様式3」とあるのは「別紙様式5」と、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長にあっては7の(2)の規定中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式6」と、読み替えるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(2)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(1)及び8による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(変更の決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定又は変更交付決定があったときは、市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長に対し、別紙様式7、別紙様式8、又は別紙様式9により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、一部事務組合の管理者、広域連合の長及び実施団体の長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に關係書類を添えて、毎年度別途定める日(6の(1)の③又は(2)の⑥により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

- (2) 市町村(特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。)の長は、別紙様式11による事業実績報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

また、都道府県知事は、事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて毎年度別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

<p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に對して、別紙様式12により速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(補助金の額の確定の通知)</p> <p>12 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村（特別区を含み、指定都市、中核市、一部事務組合及び広域連合を除く。）の長に對して、別紙様式12により速やかに確定の通知を行うものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{50}{100}$

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等（〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。）	$\frac{50}{100}$
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 1コースあたり年額623千円（実施要綱に定めるコース） なお、1コースの内容で、複数回研修を実施した場合も1コースとみなす。	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	$\frac{1}{2}$
		3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額8,576千円	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、備品	$\frac{1}{2}$

<p>6. (3) 工賃向上計画支援事業(特別事業)</p> <p>のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)</p> <p>のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)</p> <p>1か所あたり 年額30,000千円</p>		<p>(3) 特別事業</p> <p>1 2</p>	<p>工賃向上計画支援事業(特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)の実施に必要な賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料(改造費))、会議費、役員費(通信運搬費、手数料及び保険料)、備品購入費、委託料並びに使用料及び賃借料、補助金</p>	
<p>7. 就労移行等連携調整事業</p> <p>1か所あたり 年額4,712千円</p>		<p>1 2</p>	<p>就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	
<p>8. 障害者芸術・文化祭開催事業</p> <p>1か所あたり 年額45,000千円</p>		<p>10 10</p>	<p>障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要なと厚生労働大臣が認めたる経費</p>	
<p>9. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業</p> <p>1か所あたり 年額10,000千円</p>		<p>1 2</p>	<p>障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費[謝金]、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費[会議費]、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等 (〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費名である。)</p>	
<p>10. 医療的ケア児等コーナーデータ形成研修等事業</p> <p>1か所あたり 年額2,034千円</p>		<p>1 2</p>	<p>医療的ケア児等コーナーデータ形成研修等事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	

		<p>11. (1) <u>強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p>	<p>(1) <u>基礎研修</u></p> <p>1 2</p>								
	<p>11. (2) <u>強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p>	<p>(2) <u>実践研修</u></p> <p>1 2</p>									
	<p>12. <u>障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p>	<p>1 2</p>									
	<p>13. <u>成年後見制度普及啓発事業</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等</p>	<p>1 2</p>									

	負担金、補助金、助成金、交付金等	
14. アルコーロール関連問題に取り組む民間団体支援事業 1 か所あたり年額 千円	1 2	
15. 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 1 か所あたり年額 千円	1 2	
16. ギャングル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 1 か所あたり年額 千円	1 2	
17. 「心のバリアフリー」推進事業 一）推進事業 1 か所あたり年額5,000千円	1 2	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費
18. 特別促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	1 2	特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等（〔 〕内は、公益法人等事業に

障害者 総合支 援事業 補助 費 金	障害者自 立支援機 器等開 発促進 事業	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (直接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	実施団体が行う障害者自立支援 機器等開発促進事業の実施に必要 な賃金、謝金、備品購入費、消耗 品費、雑役務費、借料及び損料、 旅費、会議費、通信運搬費、印刷 製本費、光熱水費、補助金並びに 委託費	10 10
				1 2
障害者自 立支援機 器等開 発促進 事業	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	開発機関が行う障害者自立支援 機器等開発促進事業に対して実施 団体が補助する事業(以下「開発 事業」という。)の実施に必要な 賃金、謝金、備品購入費、消耗品 費、雑役務費、借料及び損料、旅 費、会議費、通信運搬費、印刷製 本費、光熱水費並びに委託費	10 10
				10 10
障害者自 立支援機 器等開 発促進 事業	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	実施団体が行うシーズ・ニーズ マッチング強化事業の実施に必要 な賃金、謝金、備品購入費、消耗 品費、雑役務費、借料及び損料、 旅費、会議費、通信運搬費、印刷 製本費、光熱水費並びに委託費	1 2
				10 10
障害者自 立支援機 器等開 発促進 事業	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	障害者自 立支援 機器等 開発 促進 事業 (間接 補助) 厚生 労働 大臣 が必 要 と認 めた 額	工賃向上計画支援事業(基本事 業)の実施に必要な賃金、謝金、 旅費、共済費、報酬、需用費(消 耗品費、燃料費、印刷製本費、光 熱水費及び修繕料(改造費))、会 議費、役務費(通信運搬費、手数 料及び保険料)、委託料並びに使用 料及び賃借料	1 2
				10 10

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必要職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手教料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1か所当たり 年額 4,709千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）	1 2
就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手教料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1か所当たり 年額 4,709千円	就労移行等連携調整事業	1 2
重度訪問介護等の市町村支援事業	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	重度訪問介護等の市町村支援事業	1 2

(削除)				1 2
(削除)				1 2
重度訪問介護等の市町村支援事業	人口30万人未満の市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）に対し、当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要綱に基づき、都道府県が必要と認める額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表1の「1障害福祉サ一ビス費等」における第4欄に定める対象経費「1当該介護給付費等の支給に要した費用」	厚生労働大臣が必要と認めた額	1 2
障害者自立支援給支等システム事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者自立支援給支等システム事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	厚生労働大臣が必要と認めた額	1 2
福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業の実施に必要な報酬、給料、賃金、職員諸手当等、共済費、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金		1 2

(※) 大企業等は、次表のいずれかに該当する企業以外の者であって事業を営むもの（大企業）や発行済株式の総額又は出資の総額の「2分の1以上が同一の大企業の所有に属する」又は「3分の2以上が複数の大企業の所有に属する」事業者については対象経費の1/2とする。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注1)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。

地域生活支援事業費等補助金に係るスケジュール（平成29年度）案

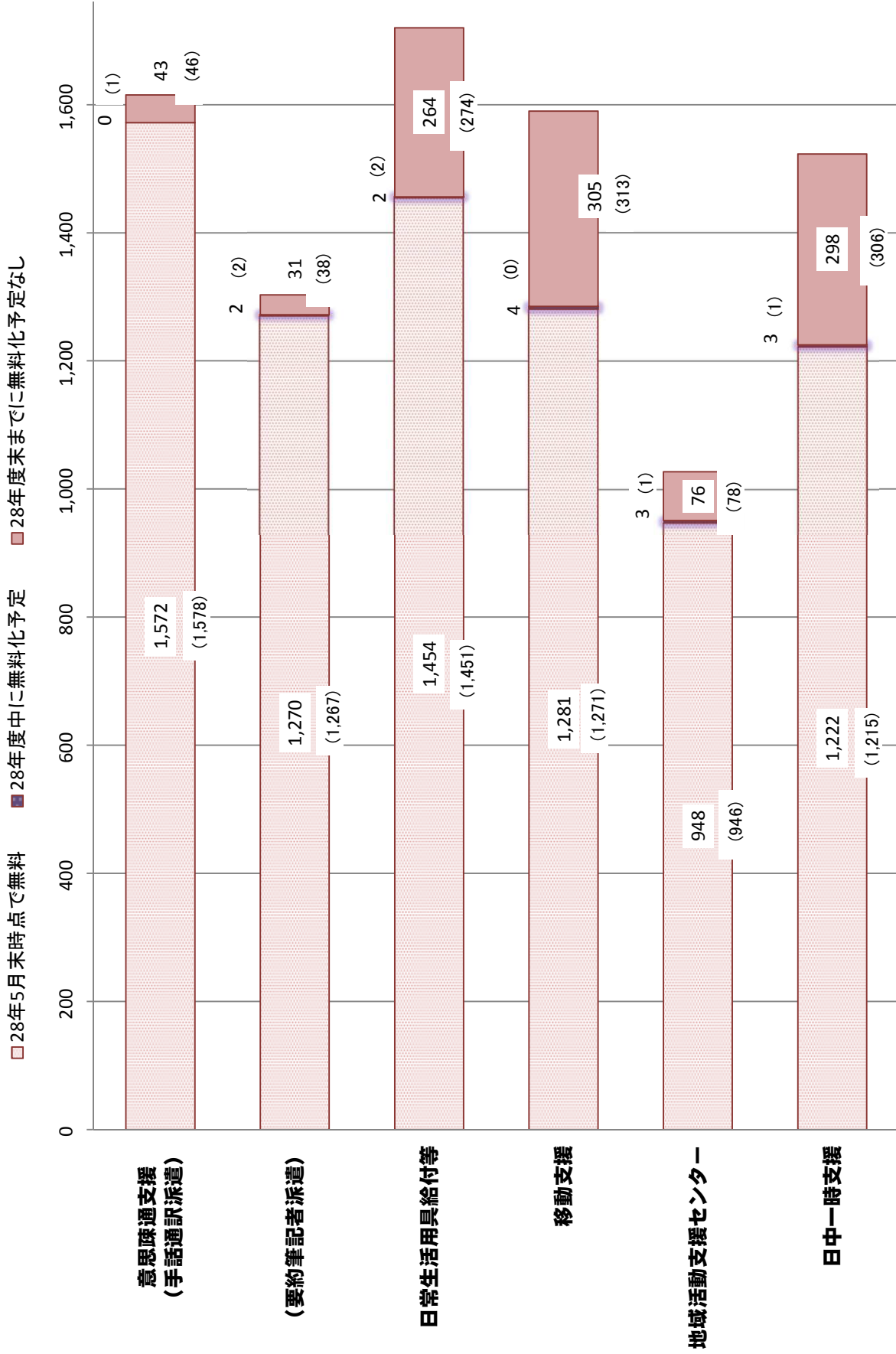
(資料1-4)

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬												
地域生活支援事業	実施要綱・交付要綱発出			国庫補助協議									内示・交付申請依頼						交付決定（第1回）						追加内示・交付申請依頼						交付決定（第2回）											
	特別支援事業			協議書提出期限																																						
地域生活支援促進事業	国庫補助協議			国庫補助協議									内示・交付申請依頼						交付決定（第1回）						追加内示・交付申請依頼						交付決定（第2回）											
	一部促進事業及び特別促進事業（注）			協議書提出期限																																						
地域生活支援事業	3/30			5/27												9/23						11/29						12/15						2/15								
	実施要綱発出			交付要綱発出																																						
地域生活支援事業	国庫補助協議			協議書提出期限																																						
	特別支援事業			協議書提出期限																																						
平成29年度スケジュール（案）																																										
平成28年度スケジュール（実績）																																										

（注）地域生活支援促進事業のうち国庫補助協議を要する一部の事業及び特別促進事業の内示の時期については、事業担当係により異なる場合がある。
※現時点でのスケジュールであり、今後変更の可能性がある。

地域生活支援事業に係る低所得者の利用負担の状況(平成28年度)

(資料1-5)



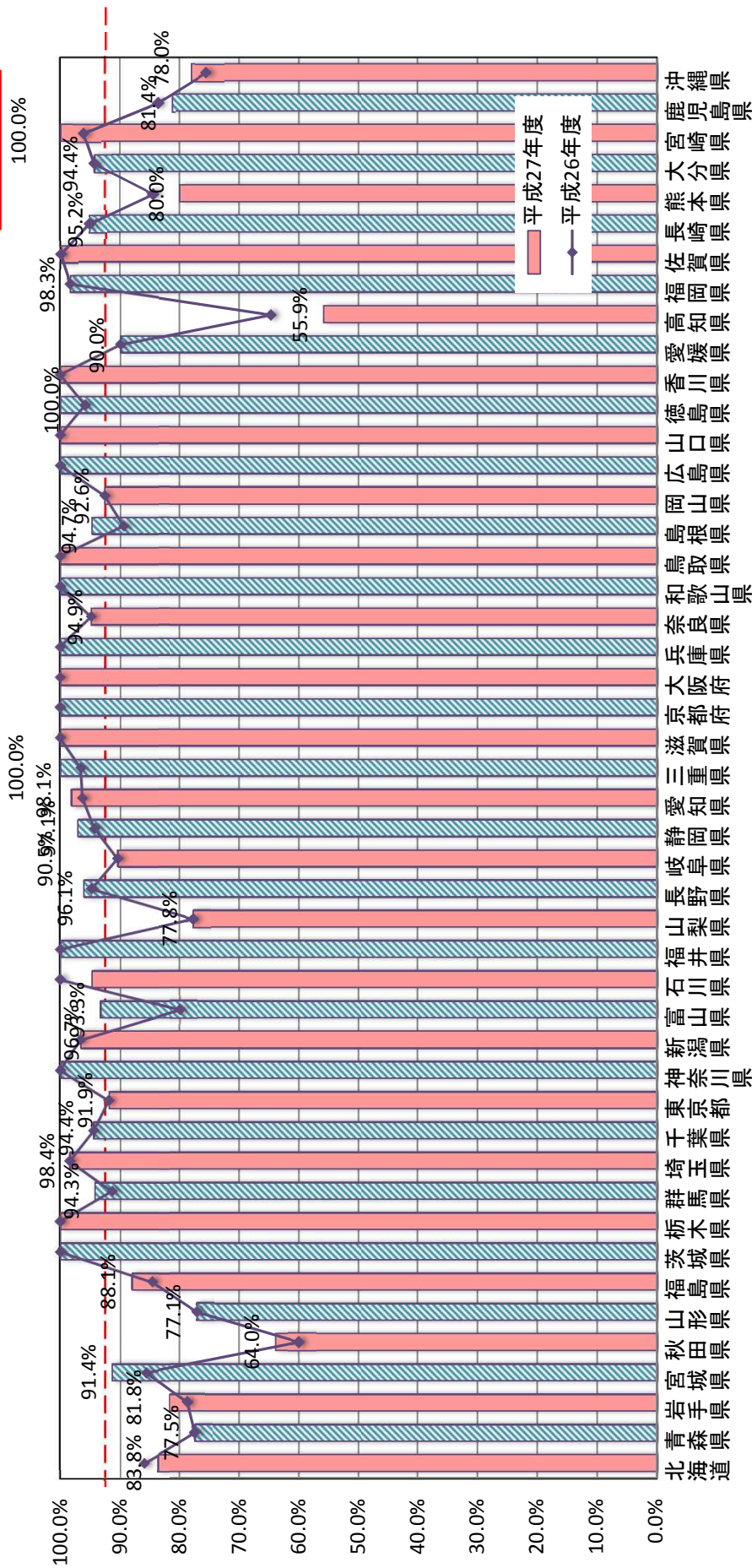
※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。
 ※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)
 ※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「27年5月末時点で無料」、「27年度中に無料化予定」、「27年度末まで無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,590市町村／1,741市町村(H28.3.31現在)で実施割合は91.3%である。

平均
91.3%
(前年度 91.0%)

実施割合 (%)



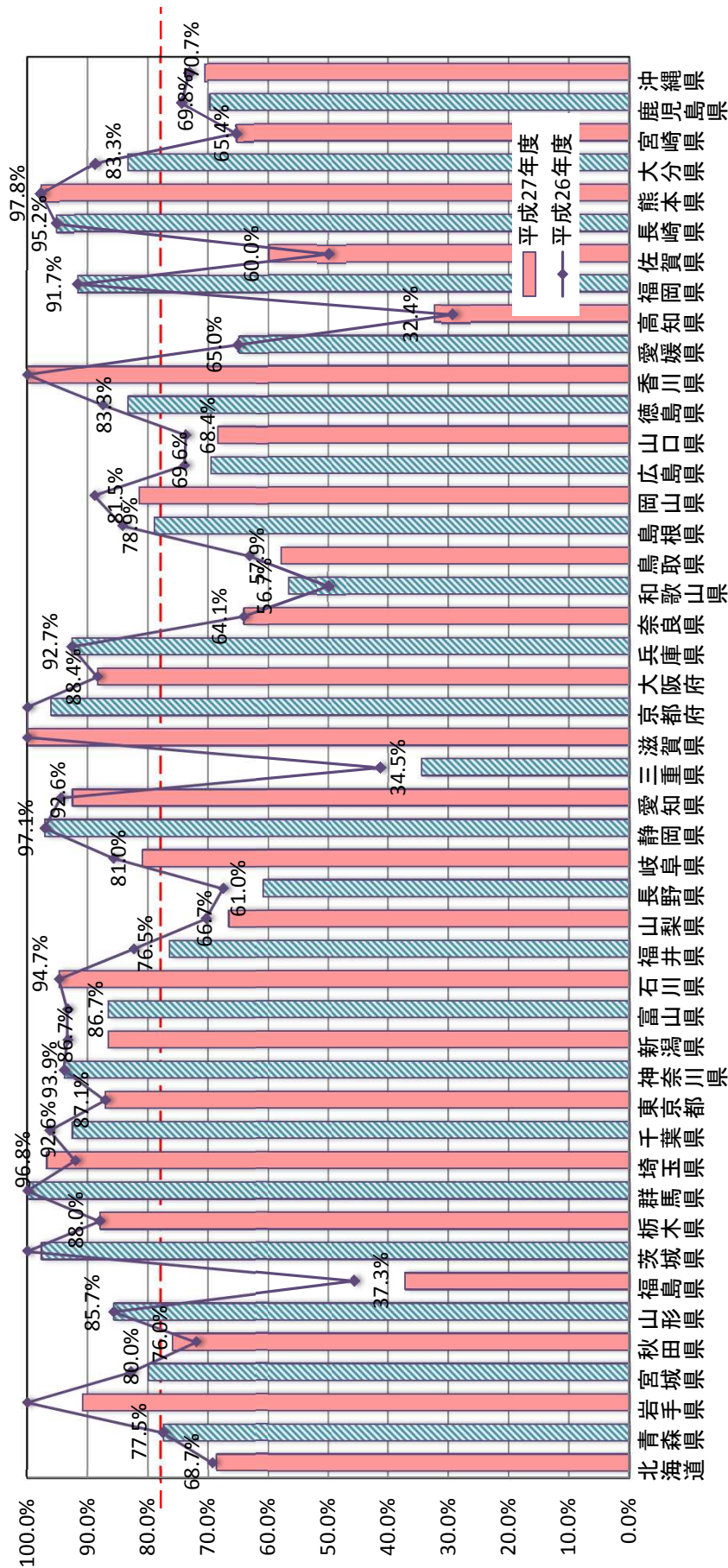
※数値は平成27年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,364市町村／1,741市町村(H28.3.31現在)で実施割合は78.3%である。

平均
78.3%
(前年度 80.1%)

実施割合 (%)



(資料1-7)

※数値は平成27年度値。
※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	実施事例
① 教室等開催	<p>障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など)を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者を対象とした講師養成研修を実施した上で、研修修了者を講師として登録する。登録した講師を学校や企業、各種団体が開催する研究会等の講師として派遣し、講演等を行うことで、障がい者への理解促進等を図る。 ・視覚障がい者及びガイドヘルパーを講師とした「視覚障がい者への理解を深めるための講座」を、小学校・中学校において実施。視覚障がい者とのふれあいや、アイマスク体験等を通じて、誰もが暮らしやすい街づくり、人にやさしい街づくりを進めるためにどのような必要があるのか、何ができるのかを考え学ぶきっかけとする。 ・聴覚・視覚障がい者のコミュニケーションを確保するとともに、視覚・聴覚障がい者への理解と、地域福祉の増進に資することを目的とし、手話教室と点字教室を実施する。 ・企業向け発達障害者雇用啓発セミナー 発達障害についての理解を深めることで、発達障害のある方の雇用促進、職場定着につなげていくことを目的に開催する。
② 事業所訪問	<p>地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生が障害福祉サービス事業所等を訪問し、職員や当事者と交流することにより、障がいに対する知識や理解を深める。 ・市内在住の小学生を対象に、日中活動系サービス事業所を一日体験し、そこで製作した商品等を、大型商業施設で障がい者とともに販売体験を行う。参加者や参加者家族と障がい者との交流により障害者への理解を深めることを目的とする。 ・障がい者授産施設を巡るバスツアーを実施する。施設の見学や買い物とおして障がいや障がい者に対する理解を深めることを目的とする。
③ イベント開催	<p>有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援センター利用登録者、保護者、企業の他、広く一般区民を対象とし、障害者就労の現状を普及・啓発するための「障害者就労支援センター講演会」を実施する。 ・毎回1万人程度の人出がある「駅前軽トラ市」に、障害者施設の出展で福祉ブースを作り、障害者施設製品を販売するとともに、障害者施設や障害者施設製品等について啓発を行う。普段、福祉に関心がない人も多く来場するため、製品の販売を通じて、障害者と市民が触れ合うことで、障害に関する理解促進や障害者施設製品の販売促進を図ることを目的としている。 ・障がい者の就労促進、障がい者理解を目的に開催する総合イベント「障がい者の就労マルシェ」事業。市内体育館を会場に、障がい者に対し企業等の説明会、企業等に対し障がい者雇用をテーマとした講演会や企業向け相談。一般市民に対しコンサート等の公演、福祉事業所による販売、実演、その他各種イベントで障がい者理解を図る。 ・視覚障害者スポーツや点訳・音訳ボランティアの体験、福祉機器の展示等を行うイベントの開催により、視覚障害福祉への理解を広める。 ・視覚障がいのある施術者による市民へのマッサージ体験会を実施し、視覚障がい者の就労機会の創出と施術提供に関する啓発を行う。
④ 広報活動	<p>障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方や障害の特性についての理解を進めていくため、子どもから大人まで理解できるようなわかりやすい冊子を作成し、障害理解の普及啓発を図る。平成28年度は、障害者差別解消法や防災等を盛り込んだ改訂版を作成する。 ・障害者雇用の理解促進・啓発事業として、障害者支援協力企業に、ロゴマーク入りステッカーを配布し、幅広く地域の方々へ啓発していきたい。また、ロゴマークのデザインについては、市民からの公募とし、デザイン作成の際から障害者雇用の理解・啓発を広めていく。 ・緊急時や災害時に周囲の支援や配慮を必要とする方を支援するため、外出時に携帯するヘルプカードを作成。 ・手話を普及・啓発するため、簡単な手話が学べる動画を制作し、市ホームページ及びYOUTUBE上で配信する。 ・当事者目線に立った障がいに関する情報等を収集し、同時に当事者以外の方にも目に留まり、障がいの理解促進につながるような工夫のあるホームページの作成業務を、障がい者就労施設へ委託し、障がいに対する普及・啓発を目的とした広報活動を行う。
⑤ その他の形式	<p>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部等の卒後の進路決定等にあたり、その児童及び保護者等向けの福祉事業所合同説明会を実施することで、障害福祉サービスの制度や市内の福祉事業所を知る場を提供するとともに、より障害のある方に適したサービスや事業所を選択することができるよう支援する。 ・障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成するため、地域や学校、企業などの研修の場などに出向いて「あいサポーター研修」を行う。

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	実施事例
① ピアサポート	<p>障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。</p> <p>・ピアサポートの専任職員を配置し、事業のコーディネートを行なうことにより、普及啓発、サポーターの養成や活動支援の充実を図る。 ・ピアサポートセンターにおいて当事者相談員(ピアカウンセラー)が精神障害者からの相談に応じ必要な助言を行うほか、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等により、当事者による相互援助やサービスの提供等を実施。</p>
② 災害対策	<p>障害者等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。</p> <p>・要援護者台帳の整備 重度障害者に対し、災害時及び平常時の地域での見守り活動を郵送で案内し、登録者を募る。 ・福祉事業所を災害時の2次避難所として選定し、緊急時の備品等の整備を行う。また、平時における月1回程度安否確認の訪問や模擬避難をととした災害時の有効活用を図る。 ・障がい児の保護者等で構成される団体を相手方として、災害時に情報の収集や危険認知が難しく、避難所においても困難が想定される障がい児を対象に、当事者目線に立った防災の手引き及び福祉避難所が開設された際に運営が円滑に行われるためのマニュアル作成・避難所体験会の実施、地域住民に向けた支援方法啓発のためのリーフレットを作成及び市広報に併せての配布業務を委託する。</p>
③ 孤立防止活動支援	<p>地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動に支援する。</p> <p>・障がい者ふれあいサロン事業 地域で孤立し、閉じこもりがちな身体障がい者が参加できるサロンを開催し、同じ障がい者同士が触れ合うことにより、地域で暮らす身体障がい者の悩みの解消、生きがいづくりや社会参加の増進を図る。 ・平成26年度、市民団体等から事業を募集するまちづくり提案事業において、孤立化が懸念される養護者への取り組みとして市民団体が訪問活動を実施された。その分析からでたメンタルヘルスの課題等への対応として養護者の抱えている負担を軽減するための悩みを共有できるサロンを行う。サロン開催前には孤立化が懸念される世帯への訪問・相談活動を行いサロン参加を促していく。また、訪問・相談活動を行う職員を雇用する。 ・障害者が安心した地域生活を送れるよう、本人の生活を見守り、相談相手となりながら必要な援助を行う生活アシスタントの紹介を行う。また、障がい者の支援等を図るため、基礎的な障害特性等について講座を通して習得した地域アシスタントの養成を図り、障がい者の福祉・生活の向上に資する。</p>
④ 社会活動支援	<p>障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害者等に対する社会復帰活動を支援する。</p> <p>・知的障害者学習支援事業 軽度の知的障害者の地域生活における社会的自立を促進することを目的として、余暇活動および社会参加活動における学習を支援する。 ・障がいのある方たちが気兼ねなく、健常者たちと同じように劇場という空間で文化・芸術に触れる機会を提供するため「(仮称)障がい者ふれあいコンサート」を開催する。運営主体は、障害者の保健・福祉の増進、障害者の自立と社会参加の促進、共生社会の実現を目的として市の障害者団体と関連団体で平成28年4月に設立した「障がいフォーラム」が行う。一般社団法人・行政と連携し平成29年3月文化会館で実施予定。</p>
⑤ ボランティア活動支援	<p>障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する。</p> <p>・聴覚障害者への理解を深める「ボランティア養成事業」(はじめての手話、点字講習会) ・知的障害者が自分に自信を持ち、仲間たちとの話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動(公共施設での美化清掃、レクリエーション活動ほか、コンサートや老人ホームへの慰問等)を支援し、社会参加の促進を図る。 ・行き場のない精神障害者等に作業等ではなく、安心して過ごせる居場所「こころ」を運営する事業。ボランティア及び職員(精神保健福祉士)等により、実施、展開する。</p>
⑥ その他形式による支援	<p>上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。</p> <p>・「街のバリアフリー点検など地域環境整備活動」及び「障害福祉に関する啓発事業への参加」実施のために事務員1名をあたらせ、障害者の自主性を培い、地域社会の一員として自立助長を促す「本人活動支援事業」 ・障害児仕事体験活動事業 支援を必要とする障害児が、地域の支援団体の指導や助言を受け、ジョブサポーターと共に地元企業等で働くという経験を積み重ねる「仕事体験活動」を実施する。仕事体験活動を受け入れる企業等及びジョブサポーターの募集、仕事体験活動に関する研修・講演会等の開催、仕事体験活動に係る企画、調整等。</p>

障害者に関するマークについて

○順 不 同

名 称	概 要 等	連 絡 先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
【身体障害者標識】 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
【聴覚障害者標識】 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	<p>世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ TEL : 03-5291-7885

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援 振興室</p> <p>TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/index.html</p> <p>TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラスマーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</p> <p>TEL : 080-4824-9928</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【障害者雇用支援マーク】</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター http://www.social.or.jp/itcenter/ TEL : 052-218-2154 FAX : 052-218-2155</p>
<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</p>  <p>(社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 http://www.city.gifu.lg.jp/21102.htm TEL : 058-214-2138 FAX : 058-265-7613</p>